

令和3年11月24日
相模原市発表資料

教職員の起訴休職処分について

次のとおり、教職員を起訴休職処分としましたので、お知らせします。

項目	内容
処分を受けた教職員	市内中学校 教諭
処分内容	起訴休職
処分年月日	令和3年11月22日(月)
処分理由	当該教諭は、知人女性に対し、令和3年2月21日午前0時57分頃、同知人マンション1階のエントランスにおいて、わいせつな行為をし、令和3年11月15日付で強制わいせつ罪により起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定に基づくもの。

問い合わせ 教職員人事課
電話 042-769-8279